

栃木県公安委員会事務専決規程第七条に基づく警察署長専決事項の運用に関する訓令

平成22年3月23日

栃木県警察本部訓令乙第10号

栃木県公安委員会事務専決規程第七条に基づく警察署長専決事項の運用に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この訓令は、栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号。以下「規程」という。）第七条の規定に基づき規程第四条に規定する警察署長の専決事項を副署長等に専決させるため、必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の区分)

第二条 警察署長は、別表上欄に掲げる事務内容について、下欄に掲げる区分により副署長、次長（警視の階級にある者に限る。）又は当該事務を所掌する管理官に専決させることができる。